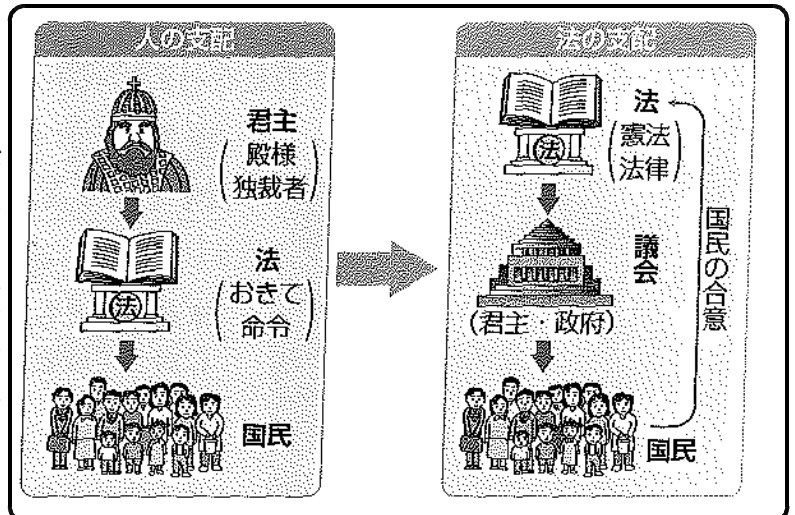


そもそも憲法って 何なんだろう？

安倍政権の「改憲」への動きが高まってきています。環境権とかプライバシーの権利の保障を理由に挙げていますが、本音は「憲法第9条改憲」であることは見え見えます。改憲案の発議要件を定める「憲法第96条の改正」の動きが活発になってきています。また、7月の参院選では憲法改正が争点になることが予想されます。「WE LOVE 憲法」を発行して、憲法問題について考えていきます。

憲法とは、国家の基礎となる法であり、国家のあり方を示すものです。

歴史的に憲法は、右図の「人の支配」から「法の支配」への展開の中で成立します。ヨーロッパの絶対王政時代は、君主（権力者）による恣意的な政治が展開されていきました。まさに、君主の気分次第で善政ともなれば悪政ともなります。君主が権力を振りかざし悪政を展開すれば、国民の人権は保障されず、虐げられることとなります。一人の人間による国民の支配、すなわち、このような政治状態を「人の支配」といいます。この「人の支配」に対抗



する概念として「法の支配」が登場します。「法の支配」は、君主も為政者も国民と同様に法を守っていかなくてはならない、という考え方です。人権保障を盛り込んだ内容の憲法を定め、さらに、その憲法では君主の権限を制限しておくのです。そして、このような憲法の範囲内で政治を展開します。これが守られていけば、君主が存在すれども暴走することはなく、また議会が国民を無視した政治を行うこともなく、国民が人権侵害に苦しむこともなくなるのです。

まとめると、絶対王政の国王の権力を制限するところから生まれた憲法の本質は、憲法によって国家権力を制限し、国民の自由（人権）を保障しようとするもので、国家権力の暴走から国民の自由を守るものです。

憲法尊重擁護義務を示した憲法第99条は「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う」とあり、主語は天皇その他の「公務員」であり、「国民」ではありません。つまり憲法は、国家権力（公務員等）に憲法を守れと命じ、国民に憲法を守れとは言っていません。

また、憲法をもとに法律が作られます。法律とは国家権力が国民の権利を制限するためのものです。憲法が国家権力を見張って、国家権力に好き勝手な法律を作らせない仕組みになっています。